山梨県のインフルエンザの発生状況について
（峡東、富士・東部保健所管内　注意報レベル入り）

令和 8 年第 46 週（11 月 9 日～11 月 15 日）の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

インフルエンザの定点あたり報告数

峡東保健所管内：11.17　富士・東部保健所管内:10.57※1

注意報レベル基準値の 10.00 以上となったことから、**峡東保健所管内及び富士・東部保健所管内はインフルエンザの注意報レベル※2 に入った**と考えられます。（中北保健所管内については、注意報レベルが継続。）

今後、流行が拡大する可能性があることから、裏面の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

※1　【峡東保健所管内】 6 定点医療機関の合計報告数 67 人　67 人÷6 医療機関＝11.17
　　【富士・東部保健所管内】 7 定点医療機関の合計報告数 74 人　74 人÷7 医療機関＝10.57

※2　県内全体で 1 定点医療機関あたりの報告数が　1.00 を超える　流行入りの目安
　　保健所管内で 1 定点医療機関あたりの報告数が　10.00 以上　注意報レベル
　　保健所管内で 1 定点医療機関あたりの報告数が　30.00 以上　警報レベル

【保健所別直近の定点あたりの報告数】

週	山梨県	中北	峡東	峡南	富士・東部	参考）甲府市
46 週（11/9～11/15）	16.42	29.17	11.17	4.67	10.57	7.40
45 週（11/2～11/8）	12.30	21.33	6.50	3.00	7.14	10.40
44 週（10/26～11/1）	9.09	14.00	5.00	4.33	8.57	5.80
43 週(10/19～10/25)	7.30	11.00	9.00	1.67	5.29	2.60
42 週(10/12～10/18)	6.64	7.00	8.83	2.67	6.00	6.40

【令和 7 年（2025/26）シーズン　保健所別注意報・警報レベル入り初回発令週】

	注意報	警報
中北保健所管内	第 46 週（11/10～11/16）	第 47 週（11/17～11/23）
峡東保健所管内	第 44 週（10/27～11/2）	第 47 週（11/17～11/23）
峡南保健所管内	第 49 週（12/1～12/7）	
富士・東部保健所管内	第 46 週（11/10～11/16）	第 47 週（11/17～11/23）
参考）甲府市保健所管内	第 46 週（11/10～11/16）	第 49 週（12/1～12/7）

インフルエンザの予防対策

●インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、**石けんによる手洗い**等を行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避け、混雑した場所に行くときや近い距離で会話するときなどには**マスクを着用**しましょう。
- ✓ **十分な睡眠・休養**をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 室内では**こまめに換気**をしましょう。
- ✓ 重症化を防止するため、早めの**予防接種**を検討しましょう。

●キーワードは「咳エチケット」

- ✓ **咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用**しましょう。
- ✓ マスクがない場合はハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけるようにしましょう。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用しましょう。

●高熱が出る、呼吸が苦しいなど体調が悪い場合は

- ✓ **早めの医療機関の受診**をご検討ください。
- ✓ **医療機関を受診する際はマスクを着用**しましょう。
- ✓ **外出を控え、十分な休養**を取りましょう。

※学校保健安全法では、発症してから 5 日間、かつ、熱が下がった後 2 日間（幼児は 3 日）は自宅で休息を取ることになっております。

なお、学校保健安全法における出席停止期間が経過した後に、改めて検査を受ける必要はなく、当該児童生徒等が学校に復帰する場合には、治癒証明書や陰性証明書の提出は原則として不要とされています。

インフルエンザの特徴や予防などについては、こちらをご覧ください。

【やまなし感染症ポータルサイト】

https://www.pref.yamanashi.jp/kansensho/influenza.html